

豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）及び豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に対する パブリックコメント結果について

1. 意見募集の概要

- ①実施期間 令和3年8月1日（日）～令和3年8月31日（火）
- ②周知方法 広報としま令和3年8月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ③閲覧場所 福祉総務課、行政情報コーナー、区民事務所（東・西）、図書館、区民ひろば
- ④受付方法 Eメール5件 持参1件 合計6件
- ⑤意見件数 25件 ※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、受付件数と意見件数は一致しません。

2. 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）に対するご意見

条例（素案）に対するご意見は、0件でした。

3. 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に対するご意見（概要）と区の考え方

番号	項目	ご意見等の概要	件数	区の考え方
1	協議会	地域連携は必須である。目詰まりを起こしている箇所がないかどうか、区民後見人の活動支援の観点からも、様々な職種で起きている問題点等の洗い出しと、今後に向けた対策の検討をお願いしたい。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 地域連携ネットワークとして、協議会を新たに設置し、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行ってまいります。 また、判断能力が不十分な方と接する機会が多い福祉・医療・地域の関係者等を対象に、研修会やセミナー等を開催することにより、制度への理解を深めてもらうとともに、支援が必要な人の早期発見につなげ、必要な医療、介護等を受けられるようにしていきます。
2	委員選出	「チーム」「利用促進協議会」「候補者調整会議」「地域連携ネットワーク」など合議体の名称がたくさんあるが、重複することなくどうやってそのメンバーを選出するのか。	1	専門職団体、関係機関、地域団体等に推薦依頼をする際に、メンバーが重ならないように依頼をいたします。

番号	項目	ご意見等の概要	件数	区の考え方
3	中核機関	23ページに中核機関のイメージ図があるが、司令塔機能(豊島区)と進行管理機能(社会福祉協議会)が並列になっていることに違和感をおぼえる。豊島区と社会福祉協議会の両者の関係が明確になるように計画(素案)23ページ図の訂正と計画素案へ明文化すべきと考えるが如何か。	1	<p>中核機関は、区の責任において運営を社会福祉協議会に委託することを計画に明記していますので、責任の所在が不明瞭になることはないと考えております。</p> <p>また、中核機関の意思決定は、豊島区が行い、中核機関の運営・進行管理は社会福祉協議会への委託により行います。さらに、協議会の事務局は、区と社会福祉協議会が役割分担して行います。</p> <p>計画素案の23ページの中核機関のイメージ図ですが、政策的な部分を担う区と現場対応を担う社会福祉協議会が役割分担して中核機関の役割を担うことから、このような表現にしております。</p>
4	中核機関	中核機関の機能において、広報機能、相談機能はどこに位置づけられるのか分かりにくい。	1	<p>相談機能については、「相談体制の強化」(計画素案・27ページ)において、中核機関が担うことを記載しております。</p> <p>広報機能については、「施策1 制度の周知・啓発」(計画素案・30ページ)のところに、中核機関において行う旨を追記いたしました。</p>
5	中核機関	中核機関の運営には、かなりの負担がかかることが明白なので、大幅な増員が必要に思われる。	1	<p>中核機関の運営が適正に行えるよう、体制整備にあたり、これまでの実績を踏まえ、効果・費用等を総合的に勘案し、区として必要な支援を行ってまいります。</p>
6	中核機関	中核機関となる社会福祉協議会には、多く役割が期待されているが、新たに発生する業務や現状の業務を充実するために必要となる予算及びマンパワーが計画素案の中で言及されていない。計画を実効性のあるものとするために、今後の検討の中で必要十分な予算化をすべきである。	1	<p>中核機関の運営が適正に行えるよう、体制整備にあたり、これまでの実績を踏まえ、効果・費用等を総合的に勘案し、区として必要な支援を行ってまいります。</p> <p>また、社会福祉協議会が法人後見を受任する際には、区として必要な支援を行うことを計画に明記しております(計画素案・25ページ)</p>

番号	項目	ご意見等の概要	件数	区の考え方
7	候補者調整	促進協議会や調整会議に属する土業の者は、実際に成年後見人として案件を担当することはできないのか。だとすると、更に人員の確保は厳しいものになるのではないか。	1	候補者調整会議で、専門職後見人が候補者としてふさわしいと判断された場合、該当の専門職団体から候補者の推薦をいただくことになります。 ただし、候補者調整会議の構成員が候補者調整会議にかけられた案件の候補者となることは利益相反に当たる可能性がありますので、該当の専門職団体への推薦にあたっては、客観性・公平性の観点を踏まえたうえで、候補者の推薦をいただくこととします。 なお、協議会の構成員は、直接、候補者調整には関わらないため、成年後見人等を受任することは差し支えないと考えております。
8	候補者調整	後見はたいいてい、最初に問題があり、解決後は緩やかな日常へ移行する。報酬助成が受けられない案件は、土業が問題解決後、市民後見人に引き継げれば、土業は別の困難案件に対応できるので、候補者調整会議はそこまで見越して担当を決める必要がある。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。成年後見人等の候補者の調整（引継ぎ含む）にあたって、参考とさせていただきます。
9	候補者調整	専門職後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士のみである。行政書士は職業倫理がかなり低く、他人の財産を管理するには不向きである。そのため、土業の後見人が不足しているからと言って、行政書士には門戸を開かず、今後も選任しないことが望ましい。	1	いただきましたご意見については、関係課・関係機関と共有させていただきます。
10	チーム	21ページのチームの図について、真ん中が本人で、囲む輪に後見人等となっているが、他の自治体などでは、真ん中を「本人⇔後見人等」に表記した図が多く見られる。その方が良いようにも思えるがどうか。	1	当初、事務局ではご提案の図を専門委員会でお示しましたが、委員の方から、目指すべきものは ご本人の意思決定支援、身上保護にあることから、本人が主体で、その意思決定を支援することを図に盛り込むことができないかのご意見をいただきましたので、ご本人を中心にした図にいたしました。
11	チーム	自治体によっては、チーム構成員に、個別の課題に応じて、金融機関、建築業者なども入れている図が散見されるが、どうか。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 チームの構成員は例示となっておりますので、今後、チームによる支援を行っていく際には、ご本人の状況に応じて、適切な方を構成員としてまいります。

番号	項目	ご意見等の概要	件数	区の考え方
12	区民後見人	後見推定ニーズに対し担い手が圧倒的に不足しているように思われる。土業の後見人を増やすことは難しい（そもそも絶対数が少ないし利益にならない）ので、市民後見人を増やす以外選択肢はない。	1	区民後見人を養成・支援していくことは、今後の更なる制度利用のニーズに対応するためにも必要であり、主な取り組みの一つとして、推進してまいります。
13	区民後見人	市民後見人を増やすには、土業や経験者の後見人による講習をするしかない。例えば全10回の講習を年2回開催し、初級・中級・上級などと分けて後見を担当する。	1	区民後見人の養成にあたっては、入門講座や養成講座（現場実習を含む）を受講していただき、その都度選考を行うとともに、1年程度の実務研修を行っています。 受任については、後見人としての倫理観ということではなく、後見業務に必要な専門性の点で資産額を限っています。
14	区民後見人	市民に職業倫理まで教育することは厳しいので、財産額の少ない案件を担当してもらえない。	1	今後、区民後見人が受任する案件の範囲を見直すことにより、受任可能な範囲を広げ、受任件数の増加につなげてまいります。
15	区民後見人	専門委員会の会議資料には、市民後見人へのフォローアップ研修の実施、後見活動メンバー登録者の実務研修実施とあるが、実際には平成28年度養成講座後に育成の為の研修等、何ら具体的には実施されていない。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 フォローアップ研修や、実務研修については、これまでサポートとしまにおいて「後見人による戸籍謄本等の交付請求」「相続法改正による後見実務への影響」などのテーマで実施しておりますが、回数増や内容を含め、関係機関と検討してまいります。
16	区民後見人	報酬助成について区民後見人に関する記載がありません。申立費用や報酬助成等、また育成に関し豊島区ならではの見直しを希望する。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 計画素案の31ページ、「成年後見人等への報酬助成」の成年後見人等には、区民後見人も含まれております。 なお、ご提案のありました申立費用は区の事業化に向けて検討を進めるとともに、報酬助成についても、他の自治体の実施状況等を調査・研究し、あり方について検討を進めてまいります。 また、区民後見人の育成につきましては、これまでの実施状況を踏まえ、どういった形がいいのか、検討したうえで、実施してまいります。

番号	項目	ご意見等の概要	件数	区の考え方
17	区民 後見人	豊島区では『市民後見人が社会資源』とは位置付けられていないように思う。何の為に養成が必要で、その後どう養成された者を活かしていくのか、今後の委員会での検討をお願いしたい。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 今後の更なる制度利用のニーズに対応するためには、区民後見人の養成・支援が欠かせないと考えております。改めて、養成目的の明確化や養成後の活動内容について、検討を進めてまいります。
18	任意後見	任意後見の利用促進について、文章としての表記が欲しい。	1	任意後見等の利用促進については、利用者の自発的意思を尊重する観点から、計画素案において、主な取り組みに位置付けております（計画素案・27ページ）。
19	任意後見	保護者が正しい知識をもって「任意後見」できるよう、相談・助言対応、フォローアップ研修等の実施をしてほしい。	1	ご提案のございました任意後見制度の相談・助言対応、研修等については、今後、積極的に進めてまいります。
20	普及 ・ 啓発	障害のある子どもが成人年齢に達し、判断能力がないとされると「後見人」が必要になるが、子が成人した後では親は「後見人」になれないと最近知った。保護者が子どもの「後見人」になるためには「親権」のある成人前に手続きを行う必要がある。 成年後見制度の普及・啓発及び利用促進には、高齢者と分けて、障害児が成人する前に「子の年齢や障害にあった」保護者への案内や学習の機会を区が段階に分けて、複数回設けてほしい。	1	成年後見人等は、家庭裁判所によって、ご本人にとって最も適任だと思われる方が選任されますので、『子が成人した後では親は「後見人」になれない』という規定があるものではございません。 ご提案いただきました保護者の方への案内や対象者ごとに適した成年後見制度の講座の実施などは、積極的に実施してまいりたいと考えております。

番号	項目	ご意見等の概要	件数	区の考え方
21	日常生活自立支援事業	専門委員会の会議資料では、『日常生活自立支援事業』、『地域福祉権利擁護事業』が混在している。国では『日常生活自立支援事業』あるいは『日自』という表現に統一している。区民が混同しないよう表現の統一が必要だと思う。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 本事業は『地域福祉権利擁護事業』として開始し、平成19年に『日常生活自立支援事業』に名称が変更となりました。東京では、実施主体の東京都社会福祉協議会が、国と東京都の了承を得て、「地域福祉権利擁護事業」の名称を使用しています。理由としては、①利用者や関係者の間で定着していること、②名称上も、判断能力が低下した人の権利擁護に重要な役割を果たしている趣旨が伝わる方がよいこと、などが挙げられています。計画素案のなかでは、表現を「地域福祉権利擁護事業」に統一しております。
22	日常生活自立支援事業	豊島区の日常生活自立支援事業利用者に、中核機関等による任意成年後見や保証人といった制度があれば、法定後見を今すぐ利用しなくとも今後の手立てが可能な方がいる。弱者救済の観点から、日常生活自立支援事業から法定後見への移行に必要な制度等を整備している自治体の事例を提示するので検討いただきたい。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 ご提案につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
23	全体	専門委員会に制度の利用対象者として想定される人は参画していない。本人不在での条例・計画策定について、委員会は現状をどう認識しているのか。 その課題解決について、令和6年度以降、どのような計画を策定していくのか、区及び専門委員会としての方針を伺いたい。	1	専門委員会の設置にあたりましては、対象となりうる方を含め、関係者の方に委員になっていただきたいと考え、障害者団体関係者及び高齢者団体関係者に推薦依頼を行い、推薦された方に委嘱を行っております。 令和6年度以降は、改定する豊島区地域保健福祉計画の中に包含する予定ですが、その際、本人となりえる方のご意見等を反映させるとともに、ご本人が権利の主体であり、自ら意思決定ができるための支援が行われる仕組みを構築し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指す計画を策定してまいります。
24	全体	「成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害によって判断能力が不十分な人の日常生活を支援する制度」とあるが、高齢者と障害者などでは制度を利用する年数の差が大きく異なる場合がありうる。また、成人年齢が2022年4月より20歳から18歳へと引き下げられる。もっとわかりやすい計画にしてほしい。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 用語の補足を入れるなど、内容が分かりやすくなるようにします。
25	全体	豊島区は「SDGs 未来都市」でもある。持続可能な開発を推し進めるためには、住民が主体的に活動に関われることが大切だと思う。条例や計画の素案を策定されている皆さまの想いが感じられる、血の通った条例・計画となることを期待している。	1	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 区では、条例制定や計画策定を通じて、制度を必要とする方が安心して利用できる仕組みづくりの構築に向けて、地域、関係団体等と連携して取り組んでまいります。